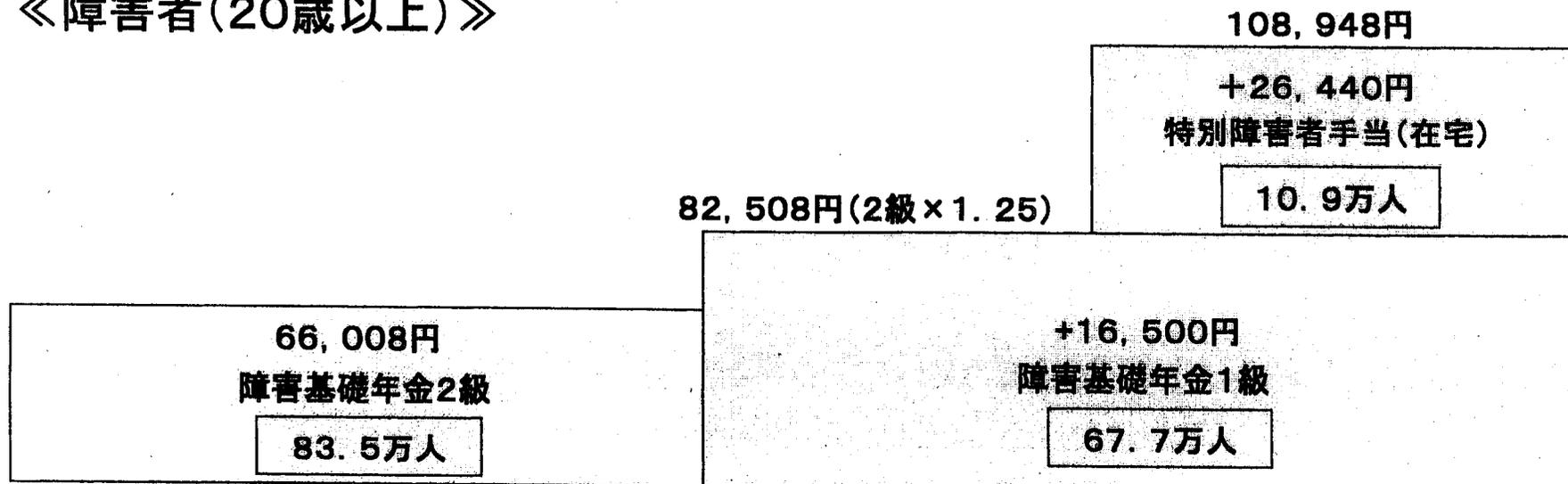
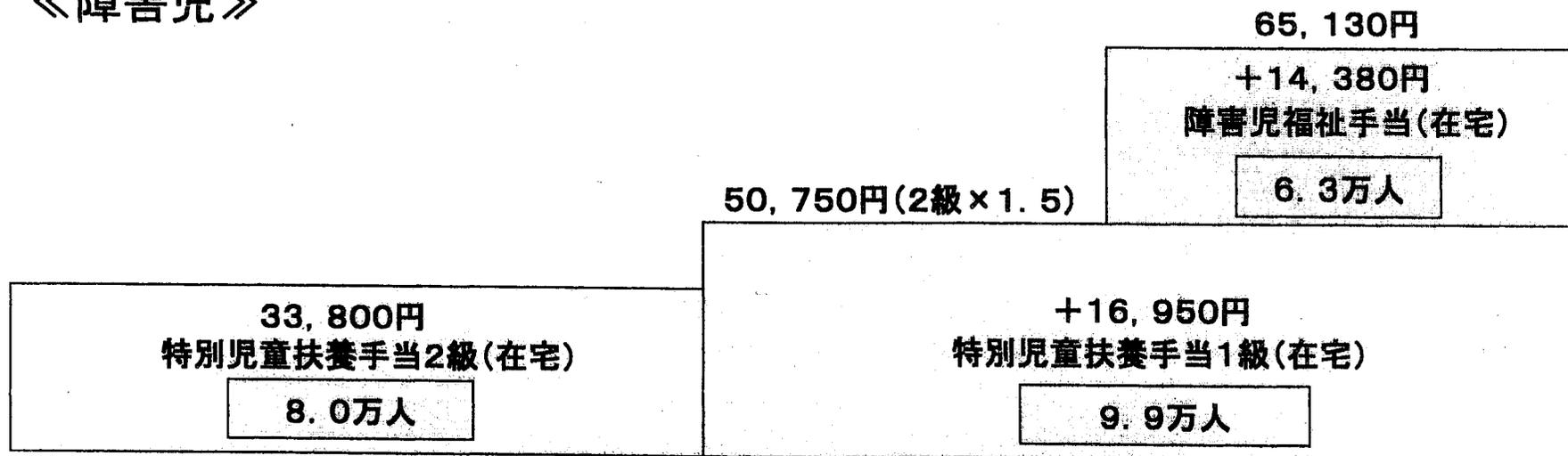


(参考)障害児・者の所得保障の構造

《障害者(20歳以上)》



《障害児》



(注①) 受給者の人数については平成19年度。(注②) 受給額については月額。

現状②

- 障害者の生活実態に関連する調査には様々なものがあり、収入と支出の状況を統一的に把握できる十分な母数をもつデータかどうかという点で一定の限界はあるが、例えば次のような調査結果がある。

(参考)調査結果(例)

- ①主に年金で生計を維持している障害者が多い。 (平成20年 障害者施策総合調査 内閣府)

年金:54.9%、給料:19.9%、家族からの援助:18.5%、作業工賃:2.8%、手当:1.1%

(「主に何で生計を維持していますか」との問に答えた人の割合)

- ②1ヶ月当たり7万円～11万円の範囲で生活している障害者が多い (平成20年 障害者施策総合調査 内閣府)

(収入)7～11万円:28.1%、15～23万円:15.0%、11～15万円:13.0%

(支出)7～11万円:28.1%、15～23万円:15.0%、11～15万円:12.9%

- ③障害者単身世帯の1ヶ月あたりの平均収入は13万円程度である。 (平成18年度 厚生労働科学研究)

(世帯平均収入)単身:13万円程度、グループホーム:11万円程度、親兄弟同居:53万円程度、夫婦等:51万円程度
(うち本人収入)単身:13万円程度、グループホーム:11万円程度、親兄弟同居:8万円程度、夫婦等:16万円程度

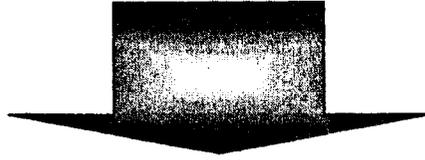
課題

- 現状では、それぞれの趣旨・目的の下、所得保障に関する様々な施策が講じられており、それぞれ障害者の生活を支える上で重要な役割を果たしている。
- こうした中、特に障害基礎年金など直接的な所得保障を始めとして、充実を求める声がある。
- 一方で、与党PT報告等において指摘されているように、社会保障制度全般の一体的見直しに関する議論との整合性や財源の確保を図った上で検討することが必要。

(参考)

1. 障害基礎年金の給付額は、稼働能力が低下した者に対する給付として老齢基礎年金とのバランスに基づいて設定されており、障害等級が2級の場合は満額の老齢基礎年金と同額となっていることに留意が必要。
2. 障害基礎年金について、例えば、1級・2級ともに一律25%引き上げた場合、機械的に計算するとその所要額(給付費ベース)は約4,000億円。(=給付費1.4兆円(平成19年度)×0.25)
また、基礎年金全体を一律25%引き上げた場合は、約4.5兆円(=給付費17.9兆円(平成19年度)×0.25)

※平成21年度における障害福祉サービスの概算要求額(国庫負担):約5,700億円(→給付費ベース:約1.1兆円)



論点

- **障害者の所得保障施策としては、年金、手当など直接的な所得保障を始めとして、様々な措置が講じられており、これを引き続き着実に実施していくべきではないか。**
- **その上で、現行の所得保障施策に関する今後の在り方について、様々な制約がある中で、どのように考えるか。**

2. 住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応

現状

○住宅費に関わる施策としては、以下のようなものがある。

(1) グループホーム・ケアホームの整備促進 ※「住まいの場」の確保で議論

・グループホーム・ケアホームの実施に当たっての敷金・礼金の助成

(1) 事業内容

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県

(3) 補助単価 入居者1人あたり13.3万円以内

(4) 補助割合 定額（10/10）

(5) 実施年度 18年度～20年度

・グループホーム・ケアホームの整備費の助成

(1) 事業内容

ア グループホーム・ケアホームの新築に要する整備費の助成を行う。

イ グループホーム・ケアホームを実施するアパート等においてバリアフリー化等に要する改修費の助成を行う。

(2) 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

(3) 補助単価 ア 1共同生活住居あたり 2,000万円以内（新築の場合）

イ 1共同生活住居あたり 600万円以内（改修の場合）

(4) 補助割合 1/2（都道府県(市)1/4、法人1/4）

(5) 実施年度 20年度～

(2) 住宅施策との連携 ※「住まいの場」の確保で議論

・公営住宅への入居促進

各自治体において、障害者世帯に対し、倍率優遇や戸数枠の設定などによる優先入居

・公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用促進

公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績【6件(平成8年)→539件(平成18年)】

(3) 地方自治体独自の家賃補助

・家賃補助については各自治体によりそれぞれ独自の対応。

(例)グループホーム・ケアホームの家賃補助

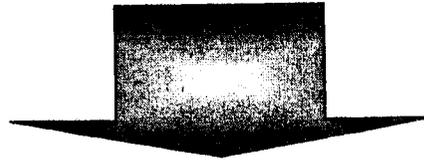
・実施自治体数:6都県(東京都、千葉県、神奈川県等)、149市区町村(全市区町村の約8%)

・対象者:4,363人

・平均家賃補助額月約2.3万円(最低3,200円～最高69,800円) ※厚生労働省調べ(H19)

課題

- **住宅費への対応は、障害者が地域で安心して暮らせるようにすることが目的である。こうした観点からは、住宅施策とも連携しつつ「現状」に挙げられているような対策を講じることにより、障害者が実際に低廉な家賃で住める場が提供されることがまず何より重要。**
こうした施策は比較的最近取組が本格化してきたところであるが、より一層の推進が必要である。
- **また、障害者自立支援法の大きな柱である地域移行がまだ十分には進んでいないこと等を踏まえ、これを促進する観点から、何らかの対応を検討することも考えられる。**
- **ただし、仮に何らかの対応を検討する場合であっても、高齢者や母子家庭など他分野における政策との整合性や規模（財源）にも十分留意しながら慎重に検討することが必要。また、対象や手段についての検討も必要。**
- **なお、住宅費については、地域によって大きな違いがあることについても留意が必要。**



論点

- **住宅費への対応については、障害者が地域で安心して暮らせるという視点が重要であり、まずは住宅施策との連携などにより、低廉な家賃で暮らせる「住まいの場」の確保を積極的に進めるべきではないか。**
- **地域移行という観点から必要となる費用について、別途何らかの対応を検討すべきものはあるか。その場合、高齢者や母子施策などとの整合性・対象・手段等についてどのように考えるか。**